

社会福祉法人武蔵会 行動計画

当法人に勤務する職員がその能力を発揮し、仕事と家庭生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のような行動計画を策定する。

1 計画期間 令和7年4月1日～ 令和10年3月31日

2 内容

目標 1 計画期間内に男女の育児休業取得率を次の水準以上にする。
男性職員・・・育児休業（産後パパ育休）を一人以上取得すること。
女性職員・・・育児休業取得率100%を維持すること。

取組み内容

令和7年4月～ 各部署における休業者の業務カバー体制の検討（代替要員の確保、業務体制の見直し、部署間の応援体制の確立など）・実施。

令和7年4月～ 育児・介護休業等に関する規則の閲覧を促進し、産後パパ育休の周知を浸透させ、男性の子育て目的の休暇の取得推進を図る。

目標 2 男女とも平均勤続年数を10年以上とする。

取組み内容

令和7年4月～ 育児・介護休業等の短時間勤務、年次有給休暇の時間単位付与制度を周知し、利用に対する公平な評価の実施。

令和7年4月～ ハラスメント防止のために、ハラスメント防止に関する規程の閲覧を促進し、相談窓口があることを職員へ周知する。